

特定機関の基準適合に係る主な確認項目

| | 確認項目 | 確認内容 |
|---------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 家事支援活動の提供に係る契約 | 請負契約によること (指針第3第1項) | 請負契約に基づき、家事支援活動を提供すること。 |
| | 家事支援活動の提供内容の請負契約による明確化 (指針第3第3項) | 家事支援活動の提供内容が、請負契約において明確に定められ、政令及び解釈に定める家事支援活動の範囲内であること。5号業務を含む場合は、解釈第一1.(2)②の「併せて実施される」に抵触しないこと。 |
| 事業実施・雇用に係る区域 | 事業区域が大阪市内 (指針第3第2項) | 事業実施区域以外の区域において家事支援活動を提供しないこと。 |
| | 雇用事業所が大阪市又はこれに隣接する大阪府内の市町村 (指針第4第1項) | 本社又は直営事業所が、事業実施区域内又はこれに隣接する市町村の区域内(認定区域計画において別途定めた区域がある場合には、当該区域内)に所在すること。 |
| 家事支援活動の提供・雇用に係る禁止事項 | 住み込みの禁止 (指針第3第1項但書) | 外国人家事支援人材を利用世帯の住居等に住み込ませないこと。 |
| | 利用世帯による指揮命令の防止措置 (指針第3第3項) | 利用世帯において、外国人家事支援人材を指揮命令の下に労働させないこと。 |
| | 雇用契約期間が通算3年以内 (指針第4第4項) | 契約締結に当たって、本事業に基づく家事支援活動を通算して3年以上行わせないこと。 |
| | 家事支援活動以外の業務に従事させない (指針第4第8項) | 外国人家事支援人材に家事支援活動(これに付随する業務を含む。)以外の業務をさせないこと。 |
| 雇用条件の明確化 | フルタイムで直接雇用 (指針第4第1項) | 外国人家事支援人材をフルタイムで直接雇用すること。 |
| | 職務内容等を明確化した雇用契約の締結 (指針第4第1項) | 職務内容、雇用期間、報酬額その他の雇用条件を明確に定めた雇用契約を文書で締結していること。 |
| 費用負担・報酬等 | 渡航等の費用負担の明確化 (指針第4第2項) | 渡航費その他の費用の負担者、負担割合等を関係当事者の合意により明確かつ適切に定め、文書で締結していること。 |
| | 日本人と同等の報酬 (指針第4第3項) | 報酬額が、同等の家事支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。 |
| | 保証金・違約金の契約がない (指針第4第5項) | 外国人家事支援人材等から、保証金の徴収等金銭の管理をせず、違約金を定める契約を締結していないこと等。 |

| 確認項目 | | 確認内容 |
|---------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 外国人家事支援 人材の住居 | 住居の確保 (指針第4第7項) | 事業実施区域を含む都道府県内(認定区域計画において別途定めた区域がある場合には、当該区域内)において、外国人家事支援人材の住居を確保すること。 |
| | 適切な住居費負担 (指針第4第7項) | 外国人家事支援人材から徴収予定の宿舍費の額が、「宿舍費ガイドライン」に適合していること。 |
| 教育・研修 | 適切な研修計画 (指針第4第9項) | 外国人家事支援人材に対し、家事支援活動に関する教育訓練、入管法令、労働法令、苦情相談窓口の周知等、必要な研修を行うこと。 |
| 外国人家事支援 人材の保護 | 苦情・相談窓口の設置等 (指針第8第1項) | 苦情・相談窓口を設置、適切な対応体制を確保し、利用世帯において受けた不当な扱い等に対応するための保護の仕組みを設けていること。 |
| | 不利益な取扱いの禁止 (指針第8第2項) | 苦情・相談窓口にて苦情を申し述べ、又は相談を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 |
| 帰国旅費の確保 その他の帰国担 保措置 | 帰国旅費の負担 (指針第9第1項) | 外国人家事支援人材が病気等のやむを得ない理由により帰国旅費を負担できないときは、当該帰国旅費を負担すること。 |
| | 帰国旅費の確保 (指針第9第2項) | 特定機関が倒産等のやむを得ない理由により帰国旅費を負担することができないときに当該帰国旅費が確保されるよう必要な措置を講じていること。 |
| | 帰国旅費の控除禁止 (指針第9第3項) | 上記旅費を賃金の控除等により当該外国人家事支援人材に負担させないこと。 |
| 経済的基礎 | 事業遂行に必要な経済的基礎等 (政令第17条第2号) | 事業を遂行するために必要な経済的基礎が十分であること。 事業を的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 |
| 事業実績 | 家事代行の事業実績 (政令第17条第3号) | 家事代行・家事補助の業務に係る事業を行った実績が3年以上あること。 |
| 欠格事由 | 欠格事由に非該当 (政令第17条第4号) | 政令第17条第4号に規定する事項に該当しないこと。 指針に関する事項について5年以内の違反行為がないこと。 |